

【産業カウンセラー1級 受検資格】

1級検定の受検資格は次の①から③のいずれかの条件を満たす者とする。

- ①産業カウンセラーの資格登録者であって、協会が指定するシニア産業カウンセラー育成講座（以下「シニア育成講座」という）を修了した者。
- ②産業カウンセラー資格登録者であって大学院研究科において心理学又は心理学隣接諸科学、人間科学、人間関係学のいずれかの名称を冠する専攻の修了者で、以下の所定の科目群で所定の単位を取得している者で、協会が指定するシニア育成講座＊を修了した者。
- 1科目を2単位以内として4科目以上、8単位以上を取得している者。ただし、D群からG群の科目による単位取得は2単位以内とする。

A群:産業カウンセリング、カウンセリング、臨床心理学、心理療法各論（精神分析・行動療法など）などの科目群

B群:カウンセリング演習 カウンセリング実習などの科目群

C群:人格心理学、心理アセスメント法などの科目群

D群:キャリア・カウンセリング、キャリア概論などの科目群

E群:産業心理学、産業・組織心理学、グループダイナミックス、人間関係論などの科目群

F群:労働法令の科目群

G群:精神医学、精神保健、精神衛生、心身医学、ストレス学、職場のメンタルヘルスなどの科目群

＊協会が指定するシニア育成講座

「No. 20 メンタルヘルス支援体制構築の実践的理解」

「No. 21 働きやすい職場づくりの実践的理解」の2科目

- ③労働者の以下に掲げる相談につき5年以上の実務経験を有する者。

- ・労働者の心の健康の保持増進および不調に関する相談
- ・職場におけるハラスメント、ワーク・ライフ・バランス、ダイバーシティの推進に係る相談
- ・治療と仕事の両立支援に関する相談
- ・労働者からの職業適性に関する相談